

# ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金のご案内

(令和 2年 5月 1日現在)

この資金は、新型コロナウイルス感染症により、売上減少の影響を受けている市内中小企業者の方の経営を支援するため、国の緊急経済対策を活用した融資制度です。

## 1 制度の概要

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 者 | <p>名古屋市内に事業所があり、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証（４号・５号）又は危機関連保証の認定を受けた以下の事業者</p> <p>①売上高が 5%以上減少した個人事業主（小規模企業者※に限る）</p> <p>②売上高が 5%以上（15%未満）減少した小規模企業者・その他中小企業者（①を除く）</p> <p>③売上高が15%以上減少した小規模企業者・その他中小企業者（①を除く）</p> <p>※小規模企業者：商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする場合は常時使用する従業員が5人以下の方、それ以外の業種の場合は20人以下の方</p> |
| 融資限度額 | <p>3,000万円</p> <p>※ただし、他自治体の同種制度との合計金額が3,000万円を超えることはできません。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 資金使途  | 設備資金・運転資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 融資期間  | 10年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 利 率   | <p>3年以内：1.1%</p> <p>3年超～10年以内：1.2%</p> <p>※対象者①及び③の事業者に対して、当初3年間分の利子を、後日全額キャッシュバックします。</p> <p>※取扱金融機関と本市が連携し、長期借入時の利率の引き下げを実施しています。</p>                                                                                                                                                                       |
| 据置期間  | 5年以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 返済方法  | 原則として、均等分割返済                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 担 保   | 無担保                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 連帯保証人 | 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。法人代表者も一定要件(法人・個人分離、資産超過)を満たし、経営者保証免除を希望し、適用される場合は不要                                                                                                                                                                                                                                        |
| 保証料率  | <p>0.85%（経営者保証の免除を希望し、適用される場合は、1.05%）</p> <p>※対象者①及び③の事業者は、全額免除</p> <p>対象者②の事業者は、1／2を免除</p>                                                                                                                                                                                                                   |

## 2 融資の取扱期間及び申込先

令和 2年 5月 1日（金）から令和 2年12月末までに、以下の取扱金融機関の市内各店舗を通じて、名古屋市信用保証協会へお申込下さい。

|       |                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|
| 銀 行   | 三菱UFJ、りそな、三井住友、みずほ、北陸、大垣共立、十六、静岡、百五、三重、関西みらい、第三、名古屋、愛知、中京 |
| 信用金庫  | 愛知、中日、岡崎、瀬戸、碧海、岐阜、西尾、豊田、東春、いちい、蒲郡、知多                      |
| そ の 他 | 商工組合中央金庫                                                  |

## 3 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
  - 信用保証委託契約書
  - 個人情報の取扱に関する同意書
  - 印鑑証明書
  - 確定申告書(写し) 2 期分・決算書(写し) 2 期分
  - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
  - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
  - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
  - セーフティネット保証（4号・5号）又は危機関連保証の認定書(またはその写し)
  - (経営者保証の免除を希望する場合)経営者保証免除対応確認書
- ※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

## 4 認定書の有効期間について

- ・本融資制度を利用する場合に限り、セーフティネット保証（4号・5号）又は危機関連保証の認定について、令和 2年 1月29日から 7月31日までの間に取得した認定書については、有効期間が同年 8月31日までとなります。
- ・ただし、過去の認定時よりも売上高等が減少している場合であって、セーフティネット保証（4号）又は危機関連保証を利用する場合には、改めて認定書を取得する必要があります。
- ・名古屋市が発行した認定書の写しがお手元に無い場合は、下記のお問合せ先（1）にて認定書の写しを再発行します。

## 5 その他

融資の際には、名古屋市信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

## 6 お問い合わせ

- (1) 融資制度全般及びセーフティネット保証・危機関連保証の認定に関すること  
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課 052-735-2100
- (2) 保証制度等に関すること  
名古屋市信用保証協会 052-212-3011